

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会 [ 公開議題 ]

議事概要

日 時 令和3年5月20日(木) 11:16 ~ 11:23

場 所 中央合同庁舎第8号館 6階623会議室

出席者 上山議員、梶原議員(We b)、小谷議員(We b)、佐藤議員(We b)、  
篠原議員、橋本議員(We b)、藤井議員(We b)、梶田議員  
(事務局)  
井上大臣、別府内閣府審議官、赤石事務局長、柳統括官、佐藤事務局長補、  
覺道審議官、千原審議官、井上審議官、高原審議官、清浦参事官、  
長谷部参事官  
(文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室)  
安藤室長

議題 特定胚の取扱いに関する指針の改正について(諮問・答申)  
「ヒト受精胚に遺伝子情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び  
「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の改正に係  
る報告について

議事概要

午前11時16分 開会

上山議員 準備ができたようですので、次の議題に入らせていただきます。

「ヒト受精胚に遺伝子情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の改正に係る報告についてです。

長谷部参事官からよろしくお願いします。

長谷部参事官 人・くらしの長谷部です。よろしくお願いいたします。

まず、参考資料4をお願いいたします。

こちらは生命倫理専門調査会の関係でして、ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用について生命倫理専門調査会では議論されておりまして、令和元年6月にCSTI本会議で決定した第二次報告において、この表の赤枠の部分について基礎的研究の実施を容認するとともに、容

認の際の基本的考え方が示されております。具体的には、余剰胚に対し遺伝性・先天性疾患研究目的でゲノム編集技術等を用いる研究、余剰胚に対して核置換技術を用いる研究、新規胚に生殖補助医療研究目的でゲノム編集技術を用いる研究です。

この第二次報告後、関係指針を所掌している文部科学省、厚生労働省にて具体的に3指針の改定が議論され、三つの指針の改定について案が示されております。その案を4月15日に開催されました生命倫理専門調査会に報告がございまして、改定の内容について了承されております。今回、CSTI本会議に報告とさせていただきます。

3指針の詳細については、文部科学省ライフサイエンス課、安藤室長より御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

安藤生命倫理・安全対策室長 文部科学省です。

それでは、資料2を御覧いただければと思います。

今回対象となっている指針の一つが資料2のタイトルにございます「クローン技術規制法」に基づく「特定胚の取扱いに関する指針」の改正です。先ほど説明ありましたとおり、ミトコンドリア病を対象としたヒト受精胚に核置換を用いる基礎研究が容認されるという見解を踏まえまして、対象となっている文部科学省の指針でクローン技術規制法というヒトクローン胚等を規制する法律がございまして、それに基づいて具体的な特定胚の指針というものがござい

ます。その中で、今回ミトコンドリア病研究に用いられる技術として、その下に改正の概要のところ少し図がございまして、ミトコンドリア病が母系遺伝する病気ということで、母親の方の異常ミトコンドリアを受精させますと、異常なヒト受精胚というものができる訳ですが、そのうち核を移植して、核を除いた正常なヒト受精、これは健康な第三者から提供を受け、核を移植してヒト胚核移植胚というものを作成する、これがミトコンドリア病研究の基礎研究に応用できるという技術で、これがこれまで作成を禁止されておったものですが、今回この指針を改正しまして、このヒト胚核移植胚というものを作成するということと、その取扱いの要件を具体的に定めたものです。

こちらは6月以降、CSTI本会議の方に諮問をさせていただければということで考えてございます。

もう一点が資料4です。

こちらが「ゲノム編集指針」及び「ART指針」の改正についてということにして、こちらはゲノム編集技術をヒト受精胚に用いる、そういった指針の改正です。こちらは文部科学省、

厚生労働省共管の指針でして、対象となつてございますのがその下にございます二つ、  
の指針です。

ゲノム編集指針については、いわゆる不妊治療で使われなくなった余剰胚にゲノム編集技術を用いて生殖補助医療研究を行うというものでして、この対象を拡大しまして、遺伝性・先天性疾患を追加するというのが です。右側の ART指針、これは生殖補助医療研究のためにヒト受精胚を新規に作成する、こうした指針でして、これまでゲノム編集技術についてはそちらに触られておりませんでした。今回のCSTIの見解を踏まえまして、このART指針についてもゲノム編集技術を用いるものを追加するということで、これら基礎研究の対象が拡大をされるということでCSTI、生倫調においても御了承いただいた状況です。今後、CSTI本会議に報告をさせていただければと思っております。

ポイントのみで恐縮ですが、説明は以上です。

上山議員 ありがとうございます。

これは以前からずっと議論の対象になってきたものですが、参考資料4の最初のところうまく基礎研究と臨床研究のダイアグラムが書いてあって、今回のゲノム編集指針の見直しと特定胚指針の見直し、それから、ART指針の見直しということが書かれてございます。

これまで専門調査会の方ではずっと議論を重ねてくださりまして、それについての御報告が上がってまいりました。これについて先生方の御意見をいただいて、ここでの決定としたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。どなたからでも結構ですが、

よろしいでしょうか。

中々御意見は出ないようですが、我々としても事務局ともずっと議論をして、私もこの専門調査会にずっと出ることはできませんでしたが、かなり専門家の方々の厳しい御意見もあったとは聞いております。その下でのこの方針ということで、これについてここで一応お認めいただくという形でよろしいでしょうか。御報告ですかね、これは。

それでは、取り立てて大きな御議論もないようですので、ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用についての検討会での御報告をいただいて、御了承させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

午前11時23分 閉会